

市第197号議案 横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

<議案の概要>

特殊勤務手当の支給方法については、原則日額又は勤務回数に対して支給することが望ましいとされていることから、現在、月額で支給されている資源循環局に勤務する職員に支給される環境整備業務手当の支給方法を日額へ改めるとともに、当該手当の支給対象となる業務を明確にする等のため条例改正を行います。

1 環境整備業務手当の改正

(1) 改正内容

		現 行	改正案
支給対象		一般廃棄物の収集、運搬、処分等 その他の環境整備に関する業務を所管する事務所等に勤務する職員	支給対象業務に従事した職員 〈支給対象業務〉 ・一般廃棄物の収集、運搬及び処分業務 [条例で規定] ・その他環境整備に関する業務 [規則で規定]
支給方法		月額	日額
支給額	技能職	正 規：月額2,000円 再任用：月額1,600円	日額100円
	事務職 [責任職含む]	正 規：月額2,850～3,050円 再任用：月額2,280～2,298円	日額150円
	技術職	正 規：月額4,750～5,250円 再任用：月額4,200円	日額260円

2 施行期日

平成23年4月1日

【参考】環境整備に関する業務

主な業務内容	対象職場	分類					
		条例			規則		
		収集	運搬	処分	第1号 (工場)	第2号 (処分地)	第3号 (その他)
家庭ごみ・し尿等の収集・運搬業務	事務所	○	○				
不法投棄対策業務		○	○				
遺棄小動物の死体処理業務		○	○				
ごみ焼却工場における焼却現場作業	工場			○			
ごみ焼却工場のごみ投入ステージにおける廃棄物受入業務				○			
焼却炉・排ガス処理施設の保守点検業務					○		
ごみ焼却工場のごみ投入ステージ、灰ピット等における安全衛生管理業務					○		
し尿等の受入業務	磯子検認所			○			
し尿浄化槽汚泥処理設備の維持管理業務							○
焼却灰・不燃ごみ等の埋立業務	神明台処分地 管理事務所			○			
処分場における覆土作業、散水作業				○			
埋立業務に使用する重機等の点検・整備						○	
ごみ焼却工場から排出された排ガス等の採取及び分析	資源政策課 (調査等担当)						○
ごみ焼却工場に搬入されたごみの分析調査（ごみ組成調査）							○
ごみ・し尿収集車両の点検、検査及び整備	車両課						○
ごみ・し尿搭載部の動作不良の整備							○
処分場の排水処理施設における現場作業	処分地管理課			○			
排水処理施設の機器等の維持管理業務	排水管理係					○	

【参考資料】「横浜市一般職職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の改正（案）」

第4条

2 条例第4条第1項に規定する規則で定める環境整備に関する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。次号において「令」という。）第5条第1項に規定するごみ処理施設の保守点検業務
- (2) 令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する最終処分場を含む。）の維持管理業務
- (3) その他前2号に掲げる業務に準ずるものとして市長が定める業務